

2013年3月28日
労働金庫連合会

「犯罪収益移転防止法」の改正に伴うお取引時の確認に関するお願い

<ろうきん>をはじめとする金融機関では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「同法」といいます。）にもとづき、口座開設等の際に、お客さまの氏名、住所、生年月日等について確認させていただいております。

今般、同法の改正により、従来の確認事項に加え「職業」や「取引を行う目的」等についても確認することが義務付けられました。

つきましては、2013年4月1日から、一定の取引に対して確認すべき事項等が追加されますので、ご理解、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

詳しい内容は、[こちら](#)をご参照ください。